

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／11月受理分)

受理 番号	技術名	適応症等	先進医療の 内容	医薬品・ 医療機器情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
020	FDG-PET/CTの不明熱診断への応用	不明熱	別紙1-1	別紙1-2	7万3千円 (全額、病院研究費及び厚生労働省科学研究費で支出予定)	53万4千円	23万2千円	先進医療B	H25.11.8
021	FDG-PETによるアルツハイマー病と前頭側頭葉変性症の鑑別診断	アルツハイマー病、前頭側頭葉変性症	別紙2-1	別紙2-2	【院内合成時】 9万円 (患者負担分は、2万3千円、残りの6万7千円は、病院研究費にて支出) 【医薬品FDG使用時】 12万3千円 (患者負担分は、2万3千円、残りの10万円は、病院研究費にて支出)	4万7千円	2万円	先進医療B	H25.11.8
022	睡眠中発症および発症時刻不明の脳梗塞患者に対する静注血栓溶解療法の有効性と安全性に関する臨床試験	睡眠中発症および発症時刻不明の脳梗塞で、頭部MRI検査で発症から4.5時間以内の可能性が高いと推測され、頭蓋内出血の危険性が低い患者	別紙3-1	別紙3-2	21万円 (全額、企業より無償提供)	85万5千円	36万9千円	先進医療B	H25.11.8

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1) 未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2) 未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。